暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込について

昨今、架空請求詐欺や投資詐欺などの被害金が、暗号資産交換業者および資金移動業者の金融機関口座へ不正に送金されるケースが多発しています。

当金庫では、お客様保護および詐欺被害防止の観点から、暗号資産交換業者および資金移動業者の金融機関口座に対し、振込依頼人名を変更してのお振込についてはお断りさせていただきます。
また、振込依頼人名の変更がない場合でも、お客様が詐欺被害に遭われていないか等を確認するとともに、疎明資料の提出をお願いする場合があります。

詐欺被害を防止するための取組みとなりますことをご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

＊振込人名の前後に数字等を付される場合は制限の対象となりません。

【ご注意ください】
・預金口座（通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングのログイン ID、パスワード等の口座情報）の売買・譲渡・貸借は法律で禁止されています。
・口座が犯罪に利用されることを知らなかった場合でも、お客様自身が法令違反（詐欺罪、犯罪収益移転防止法違反等）で罰せられることがあります。

熊本中央信用金庫